

市民税・県民税
・森林環境税

給与所得等に係る特別徴収のしおり

目次

- 特別徴収について P.1
 - 1 特別徴収とは
 - 2 特別徴収義務者
 - 3 特別徴収されるかた（納税義務者）
 - 4 特別徴収税額の通知
 - 5 特別徴収税額通知の電子化
- 特別徴収税額の徴収と納入について P.2・3
 - 1 月割額の徴収
 - 2 月割額の納入
 - 3 取扱金融機関
 - 4 納入書の記入のしかた
 - 5 私製納入書使用時の口座番号
 - 6 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について
- 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について P.4
 - 1 退職所得に係る市民税・県民税とは
 - 2 退職所得に係る住民税額の計算方法
- 退職・転勤・所在地変更等の手続について P.5・6
 - 1 納税義務者の退職・転勤等
 - 2 特別徴収への切替
 - 3 未徴収税額の一括徴収

- 4 小規模事業者の納期の特例
- 5 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更

〈 諸用紙 〉

- ・特別徴収に係る給与所得者異動届出書……………8
- ・特別徴収に係る給与所得者異動届出書（記載例）…10、11、12
- ・特別徴収切替届出（依頼）書……………14
- ・特別徴収切替届出（依頼）書（記載例）……………15
- ・特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請……………16
- ・特別徴収税額の納期の特例を欠いた場合の届出書……………18
- ・特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書……………20
- ・ゆうちょ銀行・郵便局の指定通知書……………22

〈 特別徴収事務に関する問い合わせ先 〉

蓮田市総務部税務課 市民税担当

TEL 048-768-3111 内線 126・128
FAX 048-765-1700
〒349-0193 蓮田市大字黒浜 2799 番地 1



特別徴収について

1 特別徴収とは

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収とは、事業主（給与支払者）が従業員のかた（納税義務者）に代わり、毎月従業員に支払う給与から市民税・県民税・森林環境税を差し引きし、納入していただく制度です。

所得税の源泉徴収義務のある事業主（源泉徴収義務者）は、従業員（納税義務者）の市民税・県民税・森林環境税についても給与から差し引きして納めること（特別徴収）が法律等で義務付けられています。

2 特別徴収義務者

地方税法第41条、第321条の4及び第328条の5第1項の規定により、所得税の源泉徴収義務がある事業所は、特別徴収義務者に指定されます。

給料日の間隔が一月を超える、又は給与から市民税・県民税・森林環境税が引ききれないなどの特別な理由がない限り、普通徴収は認められません。

3 特別徴収されるかた（納税義務者）

1月1日現在蓮田市に居住し、前年中に給与支払いを受け、かつ4月1日現在においても給与の支払を受けているかた。

※ 1月2日以降に蓮田市外に転出された場合でも、その年度の市民税・県民税・森林環境税は、蓮田市に納めていただくこととなります。

4 特別徴収税額の通知

特別徴収義務者の方は、「特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）」により各従業員の給与の支払いの際に記載された月割額を徴収してください。

また、「特別徴収税額決定通知書（納税義務者用）」はすみやかに従業員の方へ配付してください。個人情報保護のため圧着加工を施しています。圧着部分をはがさずに交付してください。

当初の税額通知書を発送後、「給与所得者の異動届出書」「特別徴収切替届出（依頼）書」などの提出があった場合や従業員の方が確定申告をした等の理由により、徴収する税額に変更があった場合は、随時「税額変更通知書」を発送します。その後の納付額は変更後の納付額により徴収し納入してください。

なお、その場合でも変更後の納入書は新たに送付しておりませんので、税額を訂正して使用してください。（納入書裏面記入例または次頁を参照）

5 特別徴収税額通知の電子化

eLTAXで給与支払報告書をご提出の際に、特別徴収義務者用及び納税義務者用について、電子データによる受取方法を選択した場合、eLTAXを経由して特別徴収税額通知の電子データを送信します。電子データはPCdesk等の「処分通知等一覧」画面から該当のデータを選択し、ファイルをダウンロードしてご利用ください。

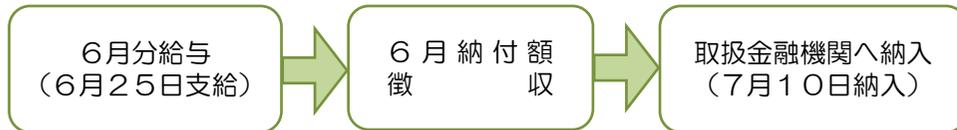
※ ダウンロードの際に保護番号（パスワード）の入力が必要です。
※ 保護番号は、給与支払報告書の提出の際に設定されたメールアドレスに送信されます。

特別徴収税額の徴収と納入について

1 月割額の徴収

「給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書（特別徴収義務者用）」に各納税義務者の納付額が記入されていますので、第1回目の納付額は6月に支払う給与から、第2回以降の納付額は7月から翌年5月まで毎月支払う給与から順次徴収してください。

(例)



2 月割額の納入

各納税義務者から徴収した納付額の合計額を、同封の納入書により徴収した月の翌月の10日までに次の取扱金融機関に納入してください。

ただし、翌月の10日が日曜日及び国民の祝日に該当する場合は翌日、土曜日の場合は翌々日が納期限となります。

3 取扱金融機関

次に示す金融機関等で取り扱いをしております。

- 埼玉りそな銀行 ● りそな銀行 ● 三菱UFJ銀行 (注1)
- 南彩農業協同組合 ● 武蔵野銀行 ● 埼玉縣信用金庫
- 足利銀行 (注1) ● 東和銀行 ● 三井住友銀行 (注1)
- みずほ銀行 (注1) ● ゆうちょ銀行・郵便局
- 蓮田市役所内埼玉りそな銀行派出所

(注1) 電子納付のみ納入できます。

4 納入書の記入のしかた

- 日付を記入する際は、和暦で記入してください。
- 納入すべき金額が、納入書等の「納入金額(1)」欄と一致している場合、納入書等の「納入金額(2)」欄の「給与分」欄及び「合計額」欄には何も記入しないでください。

市区町村コード	口座番号	加入者名
112381	00110-9-960122番	蓮田市会計管理者
令和X年7月分	12345678	納入金額(1) 56,800 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	給与分 (給分)	46,000
	入退所得分	
	延滞金	
納期限 令和X年8月10日	合計額	46,000

- 納入すべき税額が変更になったときは、「納入金額(1)」の欄の税額を二重線で削除し、「納入金額(2)」の「給与分」と「合計額」欄に実際の納入金額を記入してください。

※ ¥マークは記入しないでください。

※ 訂正印は必要ありません。

市区町村コード	口座番号	加入者名
112381	00110-9-960122番	蓮田市会計管理者
令和X年7月分	12345678	納入金額(1) 56,800 円
納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し、納入金額(2)の欄に記入して下さい。	給与分 (給分)	46,000
	入退所得分	
	延滞金	
納期限 令和X年8月10日	合計額	46,000

5 私製納入書使用時の口座番号

銀行委託、又は本区指定以外の納入書で納入される場合は、下記の口座に納入してください。

市区町村コード	112381
口座番号	00110-9-960122
加入者名	蓮田市会計管理者
指定番号	特別徴収税額通知書をご参照ください。
取りまとめ店	ゆうちょ銀行東京貯金事務センター

- ※ 特別徴収の口座振替は取り扱っておりません。
- ※ 特別徴収分は、コンビニエンスストア、ATM、クレジットカードでは納入できません。

6 ゆうちょ銀行・郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に埼玉県外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、当初納入する際に、本書綴込みの「指定通知書」へご利用になるゆうちょ銀行・郵便局名及び提出年月日を記載して、提出してください。

なお、前年度利用の指定ゆうちょ銀行・郵便局は、本年度も引き続き利用できますので、届出の必要はありません。



特別徴収納入書の様式は蓮田市公式ホームページからダウンロードが可能です。

蓮田市 特別徴収納付書

検索





退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収について

1 退職所得に係る市民税・県民税とは

退職所得に係る市民税・県民税は、毎月給与から差引きしている市民税・県民税とは区分して計算します。

退職所得に対する個人の市民税・県民税については、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算し、退職手当等の支払金額からその市民税・県民税を差し引いて納入(特別徴収)することとされています。

このように他の所得と区分して課税される退職所得に対する個人の市民税・県民税を「分離課税に係る所得割」といいます。

納入先は、退職手当等の支払いを受けるべき日(通常は退職日)の属する年の1月1日現在における住所地の市町村です。

2 退職所得に係る住民税額の計算方法

同一年中に2以上の退職手当等の支払いを受ける場合は、これらの合計額について算定される退職所得の金額において計算します。

①退職所得の金額

A) 退職所得の金額 = (収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2 (※1)
(1,000円未満の端数切捨て)

B) 退職所得控除額の計算(※2)

イ) 勤続年数が20年以下の場合

40万円 × 勤続年数 (80万円に満たないときは80万円)

ロ) 勤続年数が20年を超える場合

800万円 + 70万円 × (勤続年数 - 20年)

※1 勤務年数5年以下の法人役員等については「1/2」は適用されません。また、勤続年数5年以下の法人役員等以外についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、「1/2」課税が適用されません。

※2 障害者に該当することになり退職した場合の退職所得控除額は、左記の方法により計算した額に、100万円を加えた金額となります。

②特別徴収すべき税額の計算

退職所得の金額に、税率10%(市民税6%と県民税4%)を適用して計算します。

※ 特別徴収すべき税額に100円未満の端数がある場合は、それぞれ100円未満の端数を切り捨てます。

③納入の手続き

退職手当の支払者は、特別徴収した税額を「市民税・県民税納入申告書」に所要事項を記入し、その申告書を徴収した月の翌月10日までに、それぞれの市長に提出し、申告した税額を同日までに市役所、指定金融機関又は収納代理金融機関にて納入書により納入してください。

〈退職所得に係る市民税・県民税のお問合せ〉

蓮田市総務部収納課

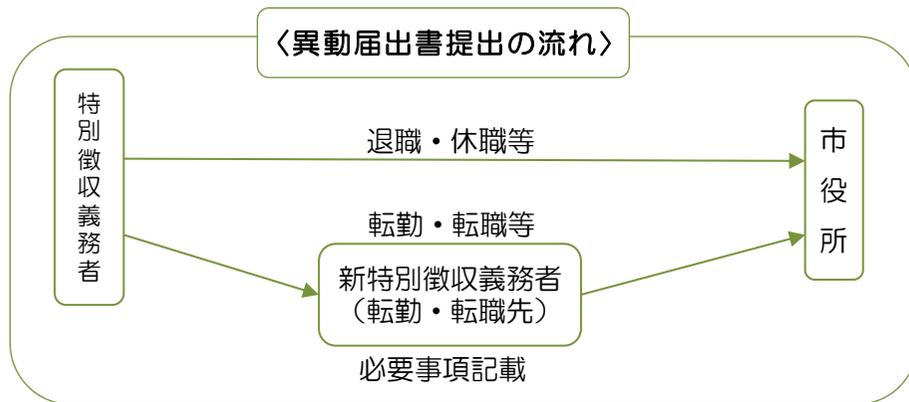
TEL 048-768-3111

退職・転勤・所在地変更等の手続について

1 納税義務者の退職・転勤等

納税義務者に退職、休職、転勤等の異動が生じたときは、繰込みの「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」を作成し、異動があった月の翌月の10日までに必ず提出してください。なお、転勤・転職等により、異動先で引き続き特別徴収を希望する場合は、異動届出書を、新勤務先を経由して提出してください。

※ 異動対象者の居住市町村が前年と現年の1月1日現在で異なるときは、その年度により課税している市町村が異なるため、それぞれの市町村に必ず提出してください。



2 特別徴収への切替え

普通徴収から特別徴収への切替えを希望する場合には、「特別徴収切替届出（依頼）書」に、本人に送付されている普通徴収の納付書を添付して提出してください。

翌月15日頃までに「特別徴収税額の決定・変更通知書」を送付し、月割額をご連絡いたします。

そのため、特別徴収開始予定月の前々月までを提出期限とさせていただきます。（例：8月から特別徴収開始予定の場合、6月30日が提出期限）

月割額の電話連絡は行っておりませんので、余裕をもってご提出をお願いいたします。

3 未徴収税額の一括徴収

納税義務者の退職等により給与から引けなくなった残りの税額（未徴収税額）は、普通徴収の方法に変更して納税義務者本人から直接納めていただくことになります。ただし、次の①、②のいずれかに該当するかたの、5月31日までに支払われる給与や退職手当等が未徴収税額を超える場合には、一括徴収して下さるようお願いいたします。

- ① 6月1日から12月31日までの間に退職し、未徴収税額の一括徴収を希望するかた。
- ② 翌年1月1日から4月30日までに退職したかた。

（②に該当する場合は、本人の申出を必要とせず、一括徴収することが義務付けられています。）

4 小規模事業者の納期の特例

給与の支払を受ける者が常時10人未満の事業所等の特別徴収義務者については、市長の承認を受けて、毎月徴収した特別徴収税額を12月10日と翌年の6月10日の2回で納入することができます。

なお、この特例の適用申請をする場合は、綴込みの「特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書」に必要事項を記入のうえ、特例の適用を受けようとする月の10日までに提出してください。

※ 特別徴収税額の納期の特例を承認後、特例の要件を欠いた場合等は「特別徴収税額の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

5 特別徴収義務者の所在地・名称等の変更

特別徴収義務者の所在地と名称が変更になった場合は、本書綴込みの「特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書」を速やかに提出してください。

なお、合併等による名称変更の場合、存続法人、解散法人などの相違により指定番号が変更となる場合があります。また、代表者の変更のみの場合は、提出の必要はありません。

eLTAX（エルタックス）のご案内

給与支払報告書の提出や異動届出書等の特別徴収の手続きには、地方税ポータルシステム eLTAX（エルタックス）が便利です。

eLTAX で給与支払報告書を提出する際に、電子通知での受け取りを選択した事業者は、特別徴収税額通知書を電子データで受け取ることができます。

また、eLTAX の機能「地方税共通納税システム」は、手数料無料で、金融機関の窓口に出向くことなく複数の区市町村へ一括で電子納税が行え、納入事務の負担軽減につながります。eLTAX についての詳細は、下記のホームページをご覧ください。か、ヘルプデスクまでお問い合わせください。

ホームページ

<https://www.eltax.lta.go.jp>

ヘルプデスク

電話番号：0570-081459 または 03-5521-0019

受付時間：午前9時～午後5時

（土・日曜・祝日、年末年始除く）



給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
特別徴収

第十八号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十条関係)

		蓮田市長 宛		令和 年 月 日提出		所在地		〒		特別徴収義務者 指定番号		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度						
		〔特別徴収者〕 給与支払者				フリガナ				宛名番号								
						氏名又は名称				担連当者先		所属 氏名 電話 内線 ()						
						個人番号 又は法人番号				←個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載								
給与所得者	フリガナ				(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異動日 年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法								
	氏名																	
	生年月日		年 月 日															
	個人番号																	
		受給者番号 (任意)						月 日から 月 月まで		年 月 日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
		1月1日 現在の住所						月 日から 月 月まで		年 月 日		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)						
		異動後の 住所				円		円		円		1. 退職・長 2. 転職・職 3. 退職・長 4. 死 5. 支払少額・不 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕						

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先 (特別徴収義務者)	特別徴収義務者 指定番号		新規		法人番号				新しい勤務先へは、月割額 円を		
	所在地		〒		担当者連絡先		所属		月分(翌月10日納入期限分)から		
	フリガナ				氏名		氏名		徴収し、納入するよう連絡済みです。		
	氏名又は名称				電話		内線 ()		受給者番号 (任意)		
								納入書の要否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記入 1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、	
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		月 日		円		月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため		※市町村記入欄
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		
	3. 死亡による退職であるため		

【提出先】 〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 蓮田市総務部税務課 市民税担当

記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
 - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 - (2) 退職後5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
 - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 11 これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 12 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 13 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
※印の欄は、記載しないでください。

◆普通徴収(例:従業員の退職等により、残りの税額を普通徴収(本人納付)で支払う場合)

該当する年度を選択してください。

記載例		給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(普通徴収記載例)		年度 <input checked="" type="radio"/> 1. 現年度 <input type="radio"/> 2. 新年度 <input type="radio"/> 3. 両年度					
蓮田市長 宛 令和○年△月□日提出		所在地 〒349-0101 蓮田市大字黒浜○○○○番地○○	特別徴収義務者 指定番号 1234567	宛名番号 1234					
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		氏名又は名称 株式会社 ○×商事	所属 人事課人事	特別徴収義務者ごとに指定番号を設定しております。					
個人番号又は法人番号 1111111111111111		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	担連当絡者先 電話 048-xxxx-xxxx (内線 123)						
給与所得者	フリガナ	フツウ イチロウ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収方法
	氏名	普通 一郎							
	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日							
	個人番号	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2							
	受給者番号 (任意)	123456							
1月1日 現在の住所	埼玉県蓮田市大字黒浜△△△番地△△		6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	RO 年 8 月	1. 退職 2. 退職 3. 休職・長 4. 死亡 5. 支払少額・不定 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	3	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	
異動後の 住所	※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください		140,000 円	35,600 円	104,400 円	31 日			

第十八号様式
日本産業規格 A 4
(第十条関係)

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	新規 法人番号	新しい勤務先へは、月割額	円を
所在地	〒		から
フリガナ			
氏名又は名称			2. 不要

理由の番号を記入してください。

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 普通徴収税額

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	(上記(ウ)と同額)	円
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日		円

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

記入不要です。

【提出先】 〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 蓮田市総務部税務課 市民税担当

◆特別徴収の継続(例:従業員 の 転勤等により、特別徴収を別事業所で継続する場合)

該当する年度を選択してください。

記載例 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書(特別徴収記載例)

蓮田市長 宛		所在地	〒349-0101 蓮田市大字黒浜○○○○番地○○		年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度		
令和○年△月□日提出		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ		特別徴収義務者指定番号	1234567		
給与支払者(特別徴収)		氏名又は名称	株式会社 ○×商事		宛名番号	1234		
個人番号又は法人番号		1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし右詰めで記載	所属	人事課人事		
フリガナ		フツウ イチロウ		担当連絡者先	氏名	特徴		
氏名		普通 一郎		電話	048-×××-×××× (内線 123)			
給与所	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日		異動年月日	RO 年 1 月 8 日		異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
	個人番号			特別徴収税額(年税額)	徴収済額	未徴収税額(ア)-(イ)	1. 特別徴収継続	2. 一括徴収
	受給者番号(任意)	123456		6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで	40,000 円	35,600 円	104,400 円
	受給者番号(任意)	123456		1	1	1	1	1

第十八号様式 (日本産業規格 A4) (第十条関係)

特別徴収義務者ごとに指定番号を設定しております。

注意点
転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。

8月末で退職する給与所得者が、9月分から新しい会社で特別徴収する場合。

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者指定番号	87654321 (新規)	法人番号	3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3		新しい勤務先へは、月割額	11,600 円を	
所在地	〒104-0051 東京都千代田区銀座○-○-○		担当連絡先	所属	9 月分(翌月10日納入期限分)から		徴収し、納入するよう連絡済みです。
フリガナ	マルバツフドンサン カブシキガイシャ		氏名	特徴 進		受給者番号(任意)	789123
氏名又は名称	○×不動産 株式会社		必要(のみ記載)	1. 必要 2. 不要		右から番号を記入	1. 必要 2. 不要

8月末で退職する給与所得者が、9月分から新しい会社で特別徴収する場合。

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、
右から番号を記入		月 日	円	月分(翌月10日納入期限分)で納入します。

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村記入欄
----	--	---------

記入不要です。

◆一括徴収(例:従業員退職等により、残りの税額を事業所が一括して徴収・納付する場合)

該当する年度を選択してください。

記載例

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書(一括徴収記載例)

蓮田市長 宛 令和〇年△月□日提出		所在地 〒349-0101 蓮田市大字黒浜〇〇〇〇番地〇〇	特別徴収義務者 指定番号 1234567	年度 1 現年度 2. 新年度 3. 両年度
フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ		フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	宛名番号 1234	所属 人事課人
氏名又は名称 株式会社 ○×商事		氏名又は名称 株式会社 ○×商事	担連当絡者先 氏名 特徴	特別徴収義務者ごとに指定番号を設定しております。
個人番号又は法人番号 1111111111111111		個人番号又は法人番号 1111111111111111	電話 048-xxxx-xxxx (内線 123)	日本産業規格 A4 (第十条関係)

フリガナ フツウ イチロウ	フリガナ フツウ イチロウ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法
氏名 普通 一郎	氏名 普通 一郎				RO 年 1 月 8 日 31 日	1. 退職・長期 2. 転職 3. 退職 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	2 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日	生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日		6 月から 8 月まで	9 月から 5 月まで			
個人番号	個人番号						
受給者番号(任意) 123456	受給者番号(任意) 123456						
1月1日現在の住所 埼玉県蓮田市大字黒浜△△△番地△△	1月1日現在の住所 埼玉県蓮田市大字黒浜△△△番地△△						
異動後の住所 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください	異動後の住所 ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください	140,000 円	35,600 円	104,400 円			

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指定番号	新しい勤務先へは、月割額	円を
所在地		
フリガナ		
氏名又は名称		

8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分を一括して納入する場合。
 (ア) 特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)
 (イ) 徴収済額 35,600円(6月から8月分)
 (ウ) 未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)
 ↑
 一括徴収税額(納入額と同額)

1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 9 月 20 日	徴収予定額(上記(ウ)と同額) 104,400 円	左記の一括徴収した税額は、 9 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
--	--------------------	------------------------------	--

3. 普通徴収の場合

理由 1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	一括で徴収した税額を納入する月 ※1月以降の退職の場合は、原則一括徴収となります。
--	--

【提出先】 〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 蓮田市総務部税務課 市民税担当

特別徴収切替届出（依頼）書

市町村使用欄

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 蓮田市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 _____										特別徴収義務者 指定番号	新規	※市町村ごとに異なります
		フリガナ												新規の場合、納入書(要・不要)	
		名称(氏名)											担当者 連絡先	係	
		代表者 職氏名												氏名	
		法人番号													

給与所得者	フリガナ											旧姓		通知番号		本人宛納税通知書 をご参照ください。	受給者番号 (任意)	
	氏名													普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 〔 1・2・3・4 〕期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。【注意事項】1をご確認ください。			
	生年月日	昭和・平成 _____年 _____月 _____日												特別徴収 開始予定月	____月分(____月____日納期限分)から開始します。 ※開始予定月の前々月末を提出期限とさせていただきます。 【注意事項】3、4をご確認ください。			
	1月1日現在の住所	〒 _____												届出理由	1. 入社 2. その他(
	現在の住所	〒 _____ ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。																

【添付書類】

- 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。添付できない場合は、普通徴収の納入状況を確認し、切替後は納入しないよう伝えてください。） ※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
普通徴収の納期 1期:6月30日 2期:8月31日 3期:10月31日 4期:1月31日（土曜・日曜・祝祭日にあたる場合には次の平日）
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に切替ることはできません。
- 蓮田市では、本届出を受理した月の翌ヶ月以降の月からの特別徴収開始となります。そのため、開始予定月の前々月までを提出期限とさせていただきますので、余裕をもったご提出をお願いいたします。なお、開始予定月が未記入の場合も本届出を受理した月の翌ヶ月を開始月とします。
- 月割額については、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。通知書は本届出を受理した月の翌月15日前後までに発送します。

【提出先】 〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 蓮田市総務部税務課 市民税担当

市役所 処理欄	<input type="checkbox"/> フ通知・納付書 1・2・3・4 期戻りあり <input type="checkbox"/> 控え返送済(/) <input type="checkbox"/> 領収書 1・2・3・4 期 コピー同封あり <input type="checkbox"/> その他(/)
------------	--

◆特別徴収へ切替（例：従業員の入社等により、新しく特別徴収を開始する場合）

記載例

特別徴収切替届出（依頼）書

市町村使用欄

蓮田市の特別徴収義務者指定番号がない場合は、「新規」に○をしてください。

令和 ○年 △月 □日 提出 (宛先) 蓮田市長	給与 支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 349 - 0101 蓮田市大字黒浜〇〇〇〇番地〇〇				特別徴収義務者 指定番号	新規 12345678		※市町村ごとに異なります	
		フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ					新規の場合、納入書 (要)・不要)			
		名称 (氏名)	株式会社 ○×商事				担当者 連絡先	係	人事課人事労務係		
		代表者 職氏名	代表取締役 特徴太郎					氏名	特徴花子		
法人番号					電話	048 - ××× - ×××					
給与 所得者	フリガナ	トクチョウ ハジメ			旧姓		通知番号	12345678	本人宛納税通知書 をご参照ください。	受給者番号 (任意)	A0001
	氏名	特徴 -					普通徴収 切替期別	期別を○で囲んでください。 [1・②・3・4]期以降を切替希望 ※普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への 切替ができません。【注意事項】1をご確認ください。			
	生年月日	昭和・平成 50 年 1 月 1 日					特別徴収 開始予定月	10月分(11月10日納期限分)から開始します。 ※開始予定月の前々月末を提出期限とさせていただきます。 【注意事項】3、4をご確認ください。			
	1月1日現在の住所	〒 349 - 0101 蓮田市大字黒浜△△△△番地△△					届出理由	①.入社 2.その他(
	現在の住所	〒 - ※1月1日現在の住所と違う場合に記入してください。									

【添付書類】

- 普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書(納期未到来分)を添付してください。添付できない場合は、普通徴収の納入状況を確認し、切替後は納入しないよう伝えてください。）※すでに納付済みの分や口座振替の場合は不要です。

【注意事項】

- 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替ができません。本人が納めるように必ずお伝えください。
普通徴収の納期 1期:6月30日 2期:8月31日 3期:10月31日 4期:1月31日（土曜・日曜・祝祭日にあたる場合には次の平日）
- 65歳以上の方については、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収に切替えることはできません。
- 蓮田市では、本届出を受理した月の翌ヶ月以降の月からの特別徴収開始となります。そのため、開始予定月の前々月までを提出期限とさせていただきますので、余裕をもったご提出をお願いいたします。なお、開始予定月が未記入の場合も本届出を受理した月の翌ヶ月を開始月とします。
- 月割額については、特別徴収税額の決定・変更通知書の送付にて連絡しております。通知書は本届出を受理した月の翌月15日前後までに発送します。

【提出先】 〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 蓮田市総務部税務課 市民税担当

市役所 処理欄	<input type="checkbox"/> フ通知・納付書 1・2・3・4 期戻りあり <input type="checkbox"/> 控え返送済(/) <input type="checkbox"/> 領収書 1・2・3・4 期 <input type="checkbox"/> コピー同封あり <input type="checkbox"/> その他(/)
------------	--



特別徴収税額の納期の特例に関する承認申請書

(宛先) 蓮 田 市 長

令和 年 月 日

地方税法第321条の5の2及び蓮田市税条例第46条の3の規定により、特別徴収税額の納期の特例について承認を受けたいので申請します。

所在地 (住所)												
フリガナ												
名称 (氏名)												
代表者 職氏名						電話番号	— —					
法人番号												担当者 (氏名) (連絡先)
特別徴収義務者 指定番号						※市町村ごとに異なります						

関与税理士署名	(連絡先)
---------	-------

特例の適用を受けようとする税額	令和 年 月以後 の特別徴収税額			
	月 区 分	給与支払人員	給与支払額	
申請の日前6か月間の各月末の常時給与の支払を受ける者の人員及び各月の支払金額 ※賞与等の臨時の給与の金額を含む。 ※蓮田市以外の全市町村を含む、事業所全体の人員及び支払金額 ※臨時勤務者分がある場合は、常時給与の支払いを受ける者の分とは別にして2段書き(上段に記載)にしてください。	年 月	臨時 人	(円)	
		常時 人	円	
	年 月	臨時 人	(円)	
		常時 人	円	
	年 月	臨時 人	(円)	
		常時 人	円	
	年 月	臨時 人	(円)	
		常時 人	円	
	年 月	臨時 人	(円)	
		常時 人	円	
	市町村に係る徴収金に滞納がある場合において、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その理由の詳細			
	申請の日前1年以内に納期の特例の承認を取り消されたことの有無及び取消年月日	有 (令和 年 月 日承認取消) ・ 無		

【注意事項】

1. 申請書の提出は、特例の適用を受けようとする月の10日頃までをお願いいたします。
2. 送付先が所在地と異なる場合は、書類送付先を記入してください。

【提出先】 〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 蓮田市総務部税務課 市民税担当

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

令和 ____年____月____日 提出 (宛先) 蓮田市長	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 (住所)	〒 _____ ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号			※市町村ごと に異なります
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係		
		代表者 職氏名												氏名		
		法人番号														

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆ 代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事項	変更前(旧) ※ 変更項目のみ記入してください。	変更後(新) ※ 変更項目のみ記入してください。
フリガナ		
所在地 (送付先)	〒 _____	〒 _____
フリガナ		
名称		
電話番号	— — (内線)	— — (内線)
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他()	

統合・合併・分割後の 指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。	

指定番号	※市町村ごとに異なります
指定番号	※市町村ごとに異なります

統合・合併・分割される 事業所	所在地	〒 _____									
	フリガナ										
	名称										
	電話番号	— — (内線)									
	法人番号										
特別徴収義務者 指定番号											※市町村ごと に異なります

【提出先】 〒349-0193 埼玉県蓮田市大字黒浜2799番地1 蓮田市総務部税務課 市民税担当

指 定 通 知 書

貴店(局)を地方税法第321条の5第4項の規定に基づいて当市の市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額の取扱い金融機関に指定しますので通知します。

- | | |
|----------|------------------|
| 1 認可番号 | 東貯業2第1088号 |
| 2 口座番号 | 00110-9-960122 |
| 3 加入者名 | 蓮田市会計管理者 |
| 4 取りまとめ店 | ゆうちょ銀行東京貯金事務センター |

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行
店長
様
郵便局長

蓮 田 市 長

(公印省略)

(注) 関東各都県及び山梨県以外に所在する郵便局・ゆうちょ銀行に払い込まれる場合は、必ずこの通知書を、当該郵便局・ゆうちょ銀行へ御提出ください。

なお、前年度利用の指定郵便局等は、本年度も引き続き利用できますので提出の必要はありません。

